## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	(	/ 収受	:即`\																												1,	/ 2
令和	] 4	年	月	日	申	(本	所法と	リ 又、吉る所	は 場 又	居合の務	か は は	(〒 <b>②</b> (法 <b>広</b> 島	人の	場合の	のみな	公表	されま		}		(電	言話	番号	1.7	08:		_	230	6		600	7 )
					言言	納		リ 税		,	也	(〒	-		-			-18	3		(官	言話	番号	1.	08:	2		23(	6		600	7 )
					可用			リ又		,		イトウ ③ 伊菔									(4		田八	<i>)</i>				201	<u> </u>			1 /
,	広島南	与	孙弦	署長熈	者	(	· 法 /	リ 人 の 者	場	合		伊菔		康治	<b>告</b>																	
	<b>Д</b> Д ()	-	化化纺	者女厥	Z	法	,	人	番	ļ	号	6	2		4		0	0		0		1		0		2	1		3		7	9
公表 1 2 な	さままれる。	ま省(上	。 氏名 格の 1及	載 した 又なび 名 社 い 2 を を	称 :団等 ほか、	を除	く。 録番	) に 号及	あっ び登	ては 録年	、月	本店 日が	又に 公ま	は主 きさ	たるれま	う事	務良。	斤の)	所在	主地												ージ゛
(	平成:	28年 当 該	三法律 亥申請	り、適 津第15 青書は 年9	号) 、所	第:	5 条 总法	の規 等の	定に一部	よ を む	る 引	女正: Eす.	後の	り消	費	税	去第	57	条(	カ2	第	2	項	カタ	見気	きに	よ	Ŋ F	申請	青し	まっ	۲.
				1日( 則とし	—											場	合り	ま令	和	5 <sup>左</sup>	F 6	5 月	30	日)	) =	たて	・に	<b>2</b> 0	り申	1請	書を	提出
事	業		者	区	分	. *	次葉	申請書	録要	件の	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	] 言 ] 	果形	主事 記載	<b>業</b> れ	<u></u> 皆	ださ	١١.	ŧ	た、	免利	脱事	£ 策	・ ・税 者に	事該	業才当す	書 るり	易合		• •		
判定合このいなか	により 令和 5 申請書 ったこ	課年を提	税事業 6月3 是出す につき	(特定) (特と) 0日) るこ を 困難	なる場 までで な事情																											
税	理		士	署	名	1 .	说理: 税理	士	\ <del> </del>	長谷。	Шź	会計									(電	弎話	番号	<u>1</u> .	08:	2	_	27	2	_	586	8 )
※ 税	整理番号					部番			E	申請	年	月	日			4	丰	F	]	F	ì	通	f		年	1	月	*	印目	惟		
務署処理	入 7	り タ	U 理		年		月	F		· 号 [認							] ] ] オ			確認書類		固人 着 そ の 作		<del>у —</del>	F/:	通知	カー   	ř·ĭ ا	重転:	<b>)</b> 免許証 )	Ė	
理欄	登銀	录音	昏 号	Т	<u> </u>	1			_										!	l		1					1	1				1

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 <b>伊藤工業 株式会社</b>
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。
免税	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。
事	個人番号
業	事     生年月日(個       業     人)又は設立     年     月     日
者	内容     年月日(法人)   記載 資本金 F
の	等 事 業 内 容
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け
認	ようとする事業者
登	課税事業者です。
録	<ul><li>※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者</li><li>☑ はい □ いいえの確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ</li></ul>
要件	۱ <sup>۱</sup> ٬۰
14     の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 🗵 はい 🗆 いいえ
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 いいえいます。
	·
参	
考	
事	
項	